

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

## 徴収の猶予制度

- 新型コロナウイルスに対する徴収猶予特例制度が令和3年2月1日納付期限の税目までで終了しましたが、未だ新型コロナウイルスの影響が続いていることから、地方税法第15条第1項第5号により災害等に類するものとして、特例制度に準じた「徴収の猶予」及び「徴収の猶予期間の延長」を受け付けます。
- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年以内の徴収の猶予を受けることができます。  
また、既に徴収の猶予を受けている方は、その期間と合わせて2年以内の延長申請をすることができます。ただし、一回の申請で猶予できる期間は、1年以内とします。
- 延滞金は免除し、担保の提供は不要です。  
(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業等の状況に応じて計画的に納付していただけます。

### 対象となる方

次の①②のいずれも満たす方が対象です。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、申請月前1年の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期等(当該年が、新型コロナウイルスの影響により収入が減っている場合は、前々年)に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 納期限時点で納付が困難であることが条件となりますので、納期限が分かれているものは、納期限ごとに申請が必要です。

## 対象となる地方税

- ・新規に申請できるものは、令和3年2月2日以降に納期限が到来する市県民税(普通徴収・特別徴収)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税が対象です。なお、猶予期間であっても納付がなければ、車検等に必要な納税証明書は発行されません。
- ・猶予期間の延長は、既に猶予を受けており、猶予許可期限内の税目が対象です。

## 申請手続等

- ・新規申請をする場合は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）まで、また、延長申請の場合は、猶予許可期限までに申請が必要です。
- ・申請書のほか、(別紙)収入減少の状況等及び収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。